

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五〇三
- 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 五〇三
- 保安林の指定を解除する件 五〇三
- 道路の供用を開始する件二件 五〇三
- 落札者を決定した件 五〇四
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があった件 五〇五
- 浸水想定区域を指定した件三件 五〇五

告示

福島県告示第七百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五十七号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 福島県五七九	生産事業者の氏名又は名称及び住所 浜崎製材株式会社 本宮市高木字猫田四六番地の二	生産事業の内容 種 穂 苗 木	事業所の所在地 本宮市高木字猫田四六番地の二	登録年月日 令和三年一月二五日
----------------	--	-----------------------	---------------------------	--------------------

（森林整備課）

福島県告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
福島市在庭坂字渡辺八の三、町庭坂字堰ノ内二六の二、二六の四、二七の二、二八の三、二八の四、二九の四
 - 二 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （森林保全課）

福島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和三年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北泉小高線	南相馬市原町区小沢字谷池田二六番一地从先から 同 市原町区小沢字折戸七番一地从先まで	令和三年十一月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第七百六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年十一月二十六日から一週間一般の縦覧に供する。
 令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山湖南線	郡山市逢瀬町多田野字剱石一番一地从先から 同 市逢瀬町多田野字東只子一番一〇地从先まで	令和三年二月二十八日

(道路計画課)

公告第230号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 令和3年11月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 令和3年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
 75,798,932円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 令和3年8月31日

(施設管理課)

公告第二百三十一号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、伊達市産業部商工観光課、福島市総務部総務課市民情報室、相馬市産業部商工観光課、桑折町産業振興課、国見町産業振興課、川俣町産業課、飯舘村村づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
（仮称）イオンモール北福島 伊達市堂ノ内地区一街区二三二画地ほか二百八十九筆（伊達市堂ノ内地区画整理事業地内）
二 条例第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要

1 福島市の意見

特定小売商業施設の持つ周辺地域への影響力を鑑み、左記の三点について要望いたします。

- (一) 関係機関と協力のおえ、国道四号線等の渋滞対策に取り組んでいただきたい。
- (二) 周辺自治体との連携を進めていただきたい。
- (三) 地域産品の販売や観光情報の発信など地域貢献に積極的に取り組んでいただきたい。

2 国見町の意見

- (一) 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向
近隣市町村が提案する地域貢献策の実現に努められたい。
- (二) その他
交通渋滞が発生しないよう関係機関との十分な協議・調整と現場での対応・対策に万全を期されたい。

3 伊達市、相馬市、桑折町、川俣町及び飯舘村

意見なし。
三条例第十三条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

公告第二百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、杉田川及び油井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

公告第二百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、五百川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課、福島県北建設事務所企画管理部管理課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

公告第二百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、谷田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和三年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄
（河川整備課）

